

申告はお早めに！

平成30年度分(平成29年1月～12月の所得にかかるもの)

市民税・県民税の申告

申告期間▶2月16日(金)～3月15日(木)

問い合わせ 市民税課個人市民税担当☎(888)5476



平成30年度分の市・県民税の申告を、下記の各会場で受け付けます。昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、2月上旬に「平成30年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封の「申告の手引き」をよく読んで、正しく記入の上、申告してください。

申告の対象者

■平成30年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた(税務署へ確定申告するかたは、市・県民税の申告は不要です)

- ①平成29年中に次の所得があったかた
 自営業や農業などの事業による所得／地代や家賃などの不動産による所得／非上場株式の配当所得／生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得／個人年金・原稿料・講演料などの雑所得／土地・建物などの譲渡所得 など
- ②公的年金を受給しており、確定申告はしないが、市民税・県民税の所得控除を受けようとするかた
- ③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
 ・平成29年中に退職した後、再就職していない
 ・年末調整の間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
 ・給与以外に20万円以下の所得があった
- ④平成29年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために必要なかた



申告会場は大変混み合います。相談の必要がないかたは、申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)を3月15日(木)までに、郵送してください。

市・県民税の申告日時と会場

地域別	実施日	会場	時間
中央地域	2月16日(金)～ 3月15日(木)の平日	市役所1階 市民ホール	9:00 ▼ 15:00
北部地域	2月16日(金)～ 20日(火)の平日	北部市民 サービスセンター	
河辺地域	2月21日(水) 2月22日(木)～ 26日(月)の平日	岩見三内地区 コミュニティセンター 河辺市民 サービスセンター	
雄和地域	2月27日(火)～ 3月2日(金)	雄和市民 サービスセンター	9:30 ▼ 15:00
南部地域	3月6日(火)～ 8日(木)	南部市民 サービスセンター	
西部地域	3月9日(金)～12日(月)	西部市民 サービスセンター	
東部地域	3月13日(火)～14日(水)	東部市民 サービスセンター	

* 駐車場台数には限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力をお願いします。
 * 営業所得や農業所得、不動産所得があるかたは、収入や必要経費などの記帳と帳簿書類の保存が必要です。これをもとに、「収支内訳書」を事前に完成させてからお越しください。「収支内訳書」が作成されていない場合は、完成後の受け付けとなる場合がありますので、ご注意ください。

◆確定申告の会場は、「フォーラムアキタ(中通)です→5ページ

いずれの会場も12:00～13:00は受け付けを休止します

